

第3期医療費適正化計画 進捗状況の調査・分析

1. 目標に関する評価

(1) 住民の健康の保持の推進に関する目標

① 特定健康診査の実施率に関する数値目標

2017 年度 (計画の策定時)	第3期計画期間					
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度 (目標値)
47.3%	49.1%	49.6%	49.1%	-	-	68.0%
目標達成に 必要な数値	50.75%	54.2%	57.65%	61.1%	64.55%	68.0%
第3期の取組	・新聞、ラジオ等情報媒体を活用した普及啓発 ・国保・介護・後期の被保険者の保健・医療・介護に関するデータを横断的に分析、結果を市町村へ提供し、地域の課題に応じた受診勧奨の実施を促す。 ・早朝・休日実施、がん検診との同日実施、自己負担の減額・無料化、パソコン・スマートフォンからの予約受付、バス等による送迎、健康ポイント（インセンティブ）付与、健診未受診者への再受診勧奨等、健診受診者に対する人間ドック等のその他検診の費用助成、漁業者優先・女性専用等の検診日設定、健診異常値放置者や健康状態不明者を抽出し訪問指導等による受診勧奨、未受診者への受診勧奨通知に年齢や病歴を元に注意を要する疾病等をメッセージ形式で記載、集団健診・個別健診会場の増、漁協等の団体を通しての受診勧奨 ・医師会との連携による健診実施医療機関の増加 ・配偶者健診を被保険者同様に無料で実施、被扶養者に市町村の健診日程を配布					
第4期に向けた課題	市町村国保は、受診率が低い働き盛り世代への受診勧奨対策が必要である。 被用者保険は、被扶養者の受診率が低いことから、被扶養者の受診につながるような取組を推進する必要がある。					
第4期に向けた改善点	・県は、市町村国保の特定健診受診率の低い働き盛り世代への効果的な受診勧奨の方法を検討し、保険者へフィードバックも参考として受診勧奨方法を検討、実施する。 ・被用者保険については、受診票が被扶養者に直接届くように配慮するなど、被扶養者に対する受診勧奨方法を検討する。 ・保険者は、被扶養者が勤務（パート）先で実施する健診結果の収集を進め、被扶養者の健診状況を正確に把握する。					

出典：「特定健康診査・特定保健指導・メタボリックシンドロームの状況」（厚生労働省）

② 特定保健指導の実施率に関する数値目標

2017 年度 (計画の策定時)	第 3 期計画期間					
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度 (目標値)
24.4%	27.3%	25.7%	27.1%	-	-	45.0%
目標達成に 必要な数値	27.8%	31.2%	34.6%	38.0%	41.4%	45.0%
第 3 期の取組	・新聞、ラジオ等の情報媒体を活用した広報 ・国保、介護、後期の被保険者の保健・医療・介護に関するデータを横断的に分析、結果を市町村へ提供し、地域の課題に応じた受診勧奨の実施を促す。 ・積極的支援の対象者に対し、中間評価時に無料の血液検査 ・医療機関受診者向けの保健指導の勧奨通知を作成、医療機関での保健指導を実施 ・来所以外に訪問先として自宅や職場、公民館等の公営施設を利用した保健指導の実施 ・オンラインによる保健指導 ・所属所訪問型の特定保健指導 ・健診当日の初回面談実施の勧奨。 ・体重、腹囲の数値が一定以上減少した場合に報奨供与 ・対象者の都合に合わせて、土日・祝日、夜間対応等					
第 4 期に向けた課題	・保健指導対象者の固定化、指導中断者の増加 ・保健指導対象者の意識改善を促すことができるよう、新たなアプローチ手法の検討					
第 4 期に向けた改善点	・健診当日や結果説明会当日に初回面接を実施するなど、保健指導実施率向上に向けた取組強化を推進する。 ・自宅や職場への訪問やオンラインなど、対象者の利便性の高い方法による指導を推進する。 ・市町村共済など、公務員の実施率向上について協力を働きかける。 ・特定健診受診のため来場した被保険者に特定保健指導を実施する場面などで、対象者の意識改善を促す指導ができるよう、面接者への研修等の実施					

出典：「特定健康診査・特定保健指導・メタボリックシンドロームの状況」（厚生労働省）

③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率に関する数値目標

2017 年度 (計画の策定時)	第 3 期計画期間					
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度 (目標値)
11.6%	11.7%	11.9%	12.1%	-	-	25.0%
目標達成に 必要な数値	13.8%	16.0%	18.2%	20.4%	22.6%	25.0%
第 3 期の取組	・青森県健康経営認定制度の選択要件の一つとして「運動習慣の定着」を設定 ・農・漁業者向けの健康づくり冊子の作成及び配付 ・県内の観光名所等をウォーキングコースとして活用する例を YouTube で発信 ・県民が実践している運動事例を Twitter で共有する「あおり冬の運動キャンペーン」の実施 ・生活習慣の改善に向けた運動教室や栄養教室開催等の取組の機会を提供し、開催後のフォローなど、継続的な参加を促進する取組を実施 ・メディコトリム事業の実施 ・BMI の変化を評価し、目標達成者に記念品を贈呈 ・出前講座の実施、特定保健指導利用者への血液検査費用補助 ・健診結果通知時に、健診結果説明会や個別面接予約等、早期に電話勧奨 ・スマートフォンアプリを利用した栄養指導及び運動指導					
第 4 期に向けた課題	・市町村が実施する運動教室等への男性参加者や新規参加者が少なく、参加者が固定化している。					
第 4 期に向けた改善点	・県民の栄養・食生活の実態等を把握するための調査を実施し、県の実状に合った問題解決策等を検討する。 ・歩くことへの親しみを醸成し、運動効果の理解や運動習慣の定着を推進するため、GPS スタンプラリー、ロゲイニングイベントを実施する。 ・将来働き盛り世代となる若年世代（大学生等）を対象とした野菜摂取の啓発を実施する。 ・教室の土日や夜間開催、対象者の属性に応じた教室など、参加しやすい実施方法を検討、実施する。 ・健康ポイント（インセンティブ）事業等と連携し、運動教室や栄養教室の参加にインセンティブを設けるなど、新規参加を促す取組を推進する。					

出典：「特定健康診査・特定保健指導・メタボリックシンドロームの状況」（厚生労働省）

④ たばこ対策に関する目標

目標	成人・未成年者・妊娠中の喫煙率の減少、受動喫煙防止対策を実施している施設の割合の増加
第3期の取組	・喫煙による健康への影響に関する正しい知識を普及啓発するための取組を行う。 ・禁煙治療を保険適用できる医療機関、支援薬局の紹介や禁煙に関する情報提供等による普及啓発の実施 ・保健事業の場等での禁煙の助言や情報提供を行う ・ICTを活用した在宅型禁煙プログラムの提供 ・公益財団法人日本対がん協会主催の「らくらく禁煙コンテスト」参加者に対し費用の一部を助成 ・小学校等において学習指導要領に基づき実施されている喫煙防止教育への必要な協力 ・未成年者喫煙防止対策検討会における未成年者の喫煙防止に向けた方策等の検討 ・小・中学校で禁煙教室実施、成人式で喫煙防止に係る展示ブースの設置 ・妊産婦に対し、市町村や医療機関における保健指導等の機会を活用した喫煙防止についての普及啓発 ・妊婦及びその家族に対する禁煙指導。禁煙外来に要した費用の助成 ・空気クリーン施設（受動喫煙防止対策実施施設）の認証 ・改正健康増進法による受動喫煙防止対策の強化を踏まえた対策を推進 ・市町村内公共施設等の施設内禁煙
第4期に向けた課題	・成人の喫煙率について、平成27年度時点よりは減少しているものの、依然として高い状況であり、目標値達成までに更なる取組が必要である。全国平均と比較しても高い状況である。 ・未成年者、妊娠中の喫煙率について、平成23年度と比較すると減少傾向にあるものの、目標値達成までに更なる取組が必要である。 ・受動喫煙防止のために施設禁煙している施設は増加傾向にあるが、50人以上の事業所では50%程度に留まっている。
第4期に向けた改善点	・県民が喫煙による健康への影響や喫煙を主原因とする疾患についての知識を得るための機会（県SNSによる広報やチラシ等による市町村を通じた周知・啓発など）の提供を推進する。 ・効果的な禁煙治療の実践につなげるため、医療機関従事者向け研修会等の機会の提供を推進する。 ・世界禁煙デーや禁煙週間に合わせた禁煙に関する普及啓発を推進する。 ・健康上の影響が大きい未成年者に対する喫煙の影響等について、県内小中学校へ教育用資料の提供など正しい知識の普及啓発を推進する。 ・県内の未成年者の喫煙防止等に向けた対策を推進するため、喫煙等に関する実態調査を実施する。 ・妊婦の喫煙率減少と産後の再喫煙防止、同居者の喫煙防止に向けて継続的な禁煙支援を働きかける取組の定着を推進する。 ・産科医療機関へのチラシ配付や、県SNSによる広報、市町村を通じた周知・啓発など、健康上の影響が大きい妊産婦に対する喫煙の影響等についての正しい知識の普及啓発を推進する。 ・空気クリーン施設の認証拡大を進め、事業所等にチラシ等を配付するなど、受動喫煙対策に係る自主的な取り組みを促進する。 ・受動喫煙をなくすため、改正健康増進法に基づくすべての施設類型において適切な受動喫煙対策が行われるよう広報誌やSNS等の県や事業者団体の広報媒体を活用した普及啓発を推進する。 ・青森県受動喫煙防止条例（今後、議会で審議予定）施行後は、特に受動喫煙による影響が大きい未成年者や妊産婦に配慮するため、それらの者が主として利用する施設（教育・保育施設、医療機関等）へ働きかけ、敷地内禁煙を推進する。

⑤ 予防接種に関する目標

目標	複数のワクチンに関する正しい知識の啓発及び広域予防接種体制の充実を図ることにより、予防接種を促進
第3期の取組	・県広報媒体を活用した普及啓発、妊娠を予定する方やその同居家族等を対象とした風しん抗体検査を実施する市町村への支援、広域予防接種体制を継続して実施するため、医師会と市町村が締結する契約に関する調整 ・予防接種が受けられる場所や機関について積極的な情報提供、ワクチン接種費用の一部助成、風しん抗体検査の実施
第4期に向けた課題	・感染症の予防や重症化防止のために予防接種が重要であることから、予防接種に関する正しい知識の啓発及び広域予防接種体制の充実を図る必要がある
第4期に向けた改善点	・予防接種に関する正しい知識の啓発及び広域予防接種体制の充実を図る。 ・感染症の予防のための施策を推進するため、感染症発生動向調査を実施し、感染症に関する情報の収集、分析及び提供を行う。

⑥ 生活習慣病等の重症化予防の推進に関する目標

目標	糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数の減少
第 3 期の取組	①生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底 ・生活習慣病受賞かに関する知識を深められる機会を捉えた普及啓発 ・糖尿病リテラシー向上普及啓発ミュージックビデオを作成し、担当課 YouTube チャンネル及び県 HP へ掲載 ・糖尿病と歯周病の正しい知識を普及するための県民公開講座の実施 ・国保、介護、後期の被保険者の保健・医療・介護に関するデータを横断的に分析し、生活習慣病の重症化予防の促進に寄与する分析結果を市町村へ提供 ・生活習慣病予防のための対策を推進、特定健診や健康教室などの場での早期発見・保健事業による重症化予防を実施、対象者への積極的な受診勧奨及び保健事業の実施 ②糖尿病重症化予防対策 ・県医師会・県糖尿病対策推進会議・県の第三者による連携協定の推進、青森県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの改定 ・市町村版糖尿病性腎症重症化予防プログラムの活用促進のため、県医師会と連携し、各圏域ごとに市町村との調整を行う郡市医師会担当医師名簿を作成、市町村等へ周知 ・「オール青森で糖尿病リテラシー向上事業」による全県的な糖尿病リテラシー向上キャンペーンを実施 ・糖尿病性腎症重症化予防事業の実施、郡市医師会等の関係団体との連携協定の締結、対象者への積極的な受診勧奨及び保健指導実施 ③高齢者の低栄養防止・重症化予防対策 ・脳梗塞の発症予防事業（対象者を抽出し、生活指導や医療機関への受診勧奨を実施） ・フレイル対策（訪問歯科診療・指導の実施）
第 4 期に向けた課題	令和 2 年度と比較して、糖尿病性腎症による年間新規透析患者数は減少傾向にあるが、目標達成に向け、取組を更に推進する必要がある。
第 4 期に向けた改善点	・糖尿病予防に関する情報を盛り込んだノベルティグッズの配布による普及啓発を実施する。 ・糖尿病と歯周病の正しい知識を普及するための県民公開講座動画を活用し、糖尿病リテラシーの向上に資する普及啓発を実施する。 ・生活習慣病重症化に関する啓発、生活習慣病予防のための推進、特定健診等において要精検となった者（糖尿病等の生活習慣病が疑われるもの）への積極的な受診勧奨及び保健指導を着実に実施する。 ・令和 4 年度に県内 22 市町村が取り組んでいる高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、全市町村での実施に加え、糖尿病予防対策メニューを実施する市町村の増への取組を推進する。

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

① 後発医薬品の使用促進に関する数値目標

2017 年度 (計画の策定時)	第 3 期計画期間					
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度 (目標値)
73.2%	77.2%	79.8%	81.4%	81.3%	-	80.0%
目標達成に 必要な数値	74.3%	75.4%	76.5%	77.6%	78.7%	80.0%
第 3 期の取組	・「青森県後発医薬品安心使用促進協議会」において、使用促進にあたっての課題整理、必要な方策の検討の実施 ・被保険者証を送付する際のパンフレットや希望シール・カードを同封すること等による啓発 ・医療費差額通知の送付等による後発医薬品の使用促進 ・被用者保険と連携協力に関する協定に基づき、合間で調剤薬局を訪問し利用促進の依頼と現状把握に努める					
第 4 期に向けた課題	・後発医薬品の使用割合について、全国平均を上回り、目標値を達成。今後は国における後発医薬品の使用に関する動向を注視していく必要がある。					
第 4 期に向けた改善点	・引き続き後発医薬品の知識の普及・啓発を行っていく ・国においては、令和 3 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、「後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性の確保を柱とし、官民一体で製造管理体制強化や製造所への監督の厳格化、市場流通品の品質確認検査などの取組を進めるとともに、後発医薬品の数量シェアを、2023 年度末までに全ての都道府県で 80%以上とする」とされている。一部後発医薬品の供給不足等も続いていること等もあり、保険者協議会において、引き続き、後発医薬品の使用に関する国の動向を踏まえ、保険者の実状に合わせて取組を推進する。					

出典：「都道府県データブック」（厚生労働省）

② 医薬品の適正使用の推進に関する目標

目標	患者や医療機関及び薬局に対して、医薬品の適正使用に関する普及啓発活動の推進
第 3 期の取組	・医薬品の適正使用に関する普及啓発、対象者への訪問指導を実施 ・健康祭りで、薬剤師によるお薬相談を実施 ・薬剤師を講師に招き、重複投薬や多剤投与について講演。また、薬の管理の仕方を学ぶ「お薬教室」開催
第 4 期に向けた課題	・複数疾患を有する患者は、重複服薬・多剤投与の可能性が高く、副作用の発生や医薬品の飲み残しなどに繋がる場合もあることから、患者や医療機関及び薬局に対して、医薬品の適正使用に関する普及啓発を推進する必要がある
第 4 期に向けた改善点	・引き続き、医療薬品の適正使用に関する普及啓発を実施するほか、対象者を抽出した上で適正使用に関する相談・訪問指導等を実施していく